

○税務課長（小林孝一君） それでは議案第58号、専決処分事項の報告について、ご説明  
します。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定め  
ることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告  
し、議会の承認を求めるものであります。

平成24年5月14日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第7号、この専決処分は3月31日の専決処分となっております。

それでは条例の改正の条文があるわけですが、非常に分かりづらいですので別紙の  
税務課資料の方をご覧いただければと思います。

最初の1枚目が各条文の改正の内容を説明しております。そして、2枚目以降は新  
旧の対照表となっております。

それでは最初の第36条の2の改正ですけれども、この条文の中では「寡婦（寡夫）控  
除額」という部分が削除されています。この部分は町民税の申告ということで、これ  
これの人は町民税の申告をしなければならない。ただし給与と年金しかない方はこの  
限りではないという条文となっておりますが、その中に更に例外で年金だけをもたらう人  
でこういう控除がある人は除くということになっていきますので、申告しなさいという  
ことになるんですけども、その中の寡婦（寡夫）控除っていう部分について源泉税額  
の計算で人的控除に寡婦（寡夫）控除が加えられたために個人住民税において寡婦  
（寡夫）控除の申告をさせなくても適用の有無が可能になったためにこの部分を削除  
するものであります。

次に附則の方です。附則第8条の2。これ、新たに追加される部分ですけれども、地  
方税法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合っていう部分です。そ  
の最初の法附則第15条第2項第6号というのは公共下水道を使用する事業者が設置し  
た除外施設の課税標準額をいくりにするかということですが、4分の3に軽減すると  
定めるものであります。この除外施設というのが下水道に流す場合の水質基準にかな  
うようにする施設でございます。

次の附則第15条第2項第10項というのは特定都市河川流域で土地の形質変更や舗装  
等が行うものが取得した雨水貯留浸透施設の課税標準額を3分の2に軽減するって  
いうものです。その施設というものは透水性の舗装とか浸透マス等であります。

次に附則の第8条の3ですが、ここは地方税法の規則の改正に伴う引用条項の番号が変更になりましたのでそれに伴う変更です。

次の9条は、住宅用地に関する負担調整措置についてなんですが、これは現行制度を継続するというものです。負担調整措置というのは、いわゆる評価額に近づけるために課税標準額を変更していくわけですが、前年度の課税標準額に5%ずつアップさせていく、そういう制度でございます。

9条の2ですが、この部分の評価替えの後、通常3年間は同じ評価額になるんですが、平成24年度評価替えですので、24年25年26年その3年間同じ評価額になるわけですが、価格の下落が大きい場合は修正価格を用いるという特例がございます。この特例を継続するという規定です。

次の第10条ですが、ここは土地の負担調整措置についてのものです。

商業地は据置特例を含めて負担調整措置は継続します。それから商業地にかかる減額制度も継続されます。

それから住宅誘致の据置特例は廃止になります。

んで、第4法の削除によって廃止となります。

ただし、負担水準90%の住宅用地については、据置制度を存続させる経過措置が設けられます。

その次はその他の住宅用地の据置措置は継続すると、この部分は不要ですので削除をお願いします。

そして、その据置特例というものですけども、これはバブル期に地価が高騰して、急激に税負担がアップするのをおさえる目的で負担上限を本来の額の8割としたものであります。

次に11条ですが、農地についてですが、一般農地それから一般の市街化区域農地の負担調整措置は継続されることとなります。

それから第13条ですが、特別土地保有税でも現行制度での継続であります。

第19条はこれは追加となるものですけども、図書館、博物館、幼稚園を設置する特定移行一般社団（財団）法人に係る固定資産税の非課税措置に関するものであります。

そしてこれについては、以下のような条件が付されています。これは、この町税条例では条件は定めていませんが、法律で定めています。

それから次の第20条の2ですが、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る

譲渡期限の延長の特例というもので、これも追加になったものです。

長期譲渡所得の特例を受けるためには租税特別措置法で譲渡期限を3年としています。しかし、東日本大震災での滅失家屋を敷地の譲渡については、震災臨時特例法で譲渡期限を7年とするため、町税条例においても必要な読み替えをするものであります。この課税の特例というのは、譲渡損失の損益通算と、それから繰越控除、それが特例の内容です。

第21条ですけれども、東日本大震災で家屋を失った年に住宅借入金等がある場合、震災臨時特例法により所得税額の特別控除の適用期間や控除額について特例が設けられたため、町税条例においても必要な読み替え規程を設けるものであります。

そして、議案書の方のその最後の附則のところですが、第1条、この条例は平成24年4月1日から施行となります。しかし、経過措置が設けられておまして町民税による経過措置ということで、2条があります。36条の2第1項の規定、これが平成26年度以降の町民税に適用されるということでもあります。

それから3条では、固定資産税に関する経過措置が設けられております。特にこの3条の一番下、4項ですけれども先ほど第4項の削除によって住宅用地の据置特例が廃止されるとありましたけれども、これが今年度からすぐに廃止になるのではなくて、平成24年と25年度分はまだこの効力はあります。そしてその後に廃止されると。そういう経過措置になっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） この議案書を金曜日に自宅に届けてもらったんですけれども、条例改正の場合はですね、専決処分というのは議会はやはり条例を決める最高機関でありますので、これを専決処分にするということを…前も言いましてけれども、特別な事情があったのかどうなのか。本来であれば全協を開いてこれを見ただけでは皆目分かりません。例規集と照らし合わせても。

それで今日はじめてここに来て、内容が少しは分かったような、そういう感じです。条例というのは非常に大事なものですので、これを今この場で詳しくまた説明して、それでこれをこの場で決めるということは、やはり議会軽視ではないかと私、思います。その辺のところとですね、内容が非常に難しいので、これが町民にとっては利益

に繋がるのかないのかという点からしてこの税務課資料の9条の2、附則のところですが、ちょっと私の全然無知な状態でちょっとこれを見て引っかけたのが、評価替えの後の通常3年間は同じ評価額となるが価格の下落が大きい場合は修正価格を用いると。あの価格の下落がドンドン下がっていった場合に、この修正価格というのは結局下落に反して少し上乘せした修正になるのかどうなのか。その辺のところをちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） はい、見上議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の、今日いきなり出されてどういう事情があったのかというご質問でしたが、これは国会の、いわゆる議案審議等がずっと最近まで行われまして、この法律が公布になったのが3月31日付けです。ですので、そして4月1日から施行というふうになっています。もちろんだというふうに変更されるかという情報は、こうなる予定であるというのは、情報は届いているわけですが、法律が通らない以上、これを議案として提出することができませんので、止むなくこういう形になるということです。これは前回も同じ説明をいたしました。

それから9条の2の下落が大きい場合の修正価格ということですが、これは上乘せするというのではなくて、例えば地価が5%下がったというふうな場合にやはり評価額もその地区の分も5%下げて、それで税を決定していくということです。それが修正価格、下げたのが修正価格です。ただし、先ほども負担調整率のからみもありますので、下落修正したからといって必ず税金が下がるとは限りません。その据置の金額まで達しているものは下がりますけれども、それより下の課税標準になっている場合は5%ずつ上げて本来の評価額に近づけていくというそういう負担調整が行われていますので、下落修正が行われても税金が下がらないケースもあります。

これでよろしいでしょうか。以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） はい。修正価格といいますか、修正価格については分かりました。

ただですね、その前に言いました、この説明文だけでは私たちには、私が特別そうなのかちょっと理解ができません。で、これを3月31日付けで国会を通過して、4月1日施行ということですが、この間やはり期間があったわけですね。で、これを

やっぱり説明するという機会を設けていただきたいと思います、これをなぜ今5月ですので、もう少し早く、そして、この税務課資料と一緒にそうでなかったら届けてもらうとかそういう配慮がなかったのかどうか。その辺もう一度お願いします。

○議長（須藤正人君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） はい、先ほども言いましたけれども、3月31日に公布で4月1日から施行ですので専決処分以外の方法はないわけでありますので。あとは専決処分したものは直近の議会で報告するという、そういう定めになっておりますので、それに従って行っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 被災地でない当町がですね、例えば20条の2、それから21条、その被災地の特例にならって、当町の条例を読み替え規程を設けなければならない理由について、私ちょっと理解できないんですが、説明してください。

○議長（須藤正人君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） そうですね、一般的にそう思うのが当然だと思うのですが。例えば被災地、被災した方がこちらの方に転入して来られる場合がありますよね。その場合、損失が生じているわけですよ。その人の税を計算するにはこの規程を設けておかないと適用になりませんので被災地でなくても必要となるわけです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第58号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時10分再開します。

午前 11 時 04 分 休 憩

.....

午前 11 時 10 分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第10、議案第59号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） はい、それでは議案第59号の説明をいたします。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成24年5月14日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分書ですが、これも3月31日の専決処分となっております。

内容でありますけれども、附則に1項を加えるという改正内容でございます。

附則の22項というわけですけれども、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例ということであります。

これは先ほど町税条例の中でも出てきましたけれども、3年の譲渡期限が7年と延長されましたが、それと同じ内容です。現在、町税の所得も、それから国保の所得も同じルールで所得を算出するというルールになっておりますので、同じ改正がここに出てきたというわけです。

説明は以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第59号は原案のとおり承認されました。

日程第11、議案第60号、専決処分事項の報告について(平成24年度八峰町一般会計補正予算(第1号))を議題とします。当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長(伊藤進君) 議案第60号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度八峰町一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成24年5月14日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第9号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

これにつきましては、先ほど町長からの行政報告の中にもありましたとおり、4月の3日・4日の爆弾低気圧による突風・高波による被害に対して早急に対応しなければならないものに対して、今回専決処分させていただきます。

なお、これに関連してあとでこの後、処理するものについては、この後の一般会計予算に出てきますので、とりあえず急いでやらなければいけないものを専決処分したものであります。そういうことで、歳入歳出にそれぞれ415万6千円を追加して歳入歳出予算の総額を57億4,715万6千円とするものであります。

6ページの方をご覧ください。あっ、5ページです、ごめんなさい。5ページの方をご覧ください。

それでその財源については、19款1項1目の繰越金を充てるということで、415万6千円を補正しております。そして、中身ですけども、ほとんどが岩館海岸道路・滝の間海岸道路、その高波等による瓦礫等を処理するためにその作業員の手数料、それから重機等の借り上げ、ダンプとかですね、借り上げのあれでございます。

そういうことで、8款2項1目道路維持費ということで385万6千円の補正であります。今言いましたように役務費として99万円、それから使用料及び賃借料、自動車等の借り上げで286万6千円であります。

それから、同じく土木の8款3項2目の河川維持費ということでこれにつきまして、それらの瓦礫等の処理のために30万円補正するというものであります。これも作業員の手数料、それから重機等の借り上げでございます。

以上でありますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） この道路維持費と河川維持費のこの残骸といいますか、これはどこに運ばれたんですか。

お願いします。

○議長（須藤正人君） 田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 私の方から説明します。

一時仮置きとして、八森地区の建設課の土場の方に今のところ集めております。

この後の24年度の補正の方で最終処分場の方に運搬する予算を計上しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第60号は原案のとおり承認されました。

日程第12、議案第61号、工事請負契約の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第61号、工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

平成24年5月1日に随意請負契約に付した、八森・岩館地区防災行政無線デジタル



化工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

契約の目的でございます。八森・岩館地区防災行政無線デジタル化工事でございます。契約金額でございますが、1億5,645万円でございます。契約の相手方は、宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号、株式会社日立国際電気東北支社、支社長 大角太一でございます。支出科目は平成24年度八峰町一般会計、9款消防費、1項消防費、4目防災無線施設費でございます。

平成24年5月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5千万円以上の工事にかかる契約でございますので、議会の議決を要するものでございます。

それで配付しております、防災行政無線配置図、これにより工事の概要をご説明します。

まず、地図の左上の方でございます。上からその番号に黄色で塗ってあるのですが、これ1番から八森地区全域で23番までございます。

今回、屋外の拡声子局をすべてデジタル化するものでございます。で、内容としましては、今建っている柱とスピーカーは現在のものを使用します。それで放送用の装置と柱についている放送用の装置とアンテナをデジタル用のものに交換すると、変えるというものであります。

それから、次にオレンジの色を塗ってある所なんですけど、横間漁港付近と峰浜中学校付近にそれぞれ1基ずつ屋外拡声子局を新設します。これは住民要望とかありまして確かによく聞こえない部分がありましたのでそこに新設するというところでございます。

それから、もう一度地図の左上の方に戻ってもらいまして、緑色で塗ってある再送信子局設備、一番上ですね、左上の。これにつきましては、糠森中継局から電波を受けまして再度岩館地区と小入川地区に電波を再送する設備でございます。岩館地区・小入川地区は、たまに受信障害が悪くなる状態があります。やはり中継局から遠い関係と地形の関係と思われるんですが、確実に受信できるように、そこに再送信設備を

1 基設置します。

それから、④番ですけれども、戸別受信装置、これにつきましては、一般家庭それから公共施設、事業所それから予備として全部で879個戸別受信装置を購入し、各家庭に設置いたします。現在あるアナログの受信機と交換するということになります。

以上でございます。簡単ですがよろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 特殊な工事を伴うものでもないと思うんですね。それに関わらず今までの経緯から既に設置されているものの関連性とかあって随契にしたということも考えるのですが、この随契金額に対してですね、随契となった理由。

それからもう一点は予定価格がいくらで、まあこういう契約金額になったのかということと、それから、戸別受信879個というのは、これ「設置してください」と確認した数値なのかどうか。以前ですね、住宅台帳みたいにそれでも「何個だ」と受注してかなり余った経緯がありますので。これ確認した数字なのかどうかということ。

以上説明してください。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） ご説明いたします。

まず随意契約の件でございますが、大した工事でもないのにということでございますけれども、基本的な防災無線の設備の場合、電波法などの規則によって規定がされております。それで、細部にわたってはですね、実はメーカー独自の仕様となっているのがほとんどです。ですから、他社のシステムとの互換性がないというのが現状です。それで、現在の会社に随契をさせてもらったということでありまして。それで、全部子局をデジタル化にするとしますと、親局も若干の改修が必要となります。それは他社では出来ないということでございますので、まずそういう理由で随意契約をさせていただきます。

まず仮にですね、他の業者に施工させた場合、システムの上に非常に支障が生じる恐れがあるということで、以前、隣の能代市さんでは、そういう経緯があって契約を解除した事例があるということでありまして、当方としましては、随意契約で同じ会社と、現在運用している会社をお願いしたということでございます。

もう一つ、予定価格でございますが、税抜きで1億5,600万円となっております。

それからもう一点は、一般家庭の分ですけども、現在ですね、付けている家庭の分はすべて付けるという計画で個々にはまだ聞いておりませんが、付いているものは交換したいということで、その数は831個でございます。あと公共施設18、あとは事業所は10件ほど見込んでおります。それから予備として、20個。あわせて879個というふうにしております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） いや、実はですね、設置する世帯にやっぱり確認して以前も新築の家だから穴開けられるのが嫌だとか、家では設置してもらわなくてもいいだとか。結局個数879個注文生産ですからそれこそ返品きかないわけですよ。そうですね。

○総務課長（田村 正君） はい。

○3番（柴田正高君） ええ。それで、いらないということになれば結局いらないって言った分が余って町の在庫という形になるんだと。結局、無駄な経費、お金を捨てることになるんですから。本来であればやっぱり設置の確認をちゃんとして、それで、付ける・付けないので何個と注文するべきだと思うんですが、そこら辺の考え方についてちょっと教えてください。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 柴田議員がおっしゃるとおり、これが例えば新設、全く付いていないところに防災無線を付ける場合は確かにそのとおりかと思えます。

ただ今回の場合は付いている世帯をアナログからデジタルに変えるということなので、その数を準備しております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 事務所の設置も考えているようですが、これは希望すれば付けてもらえるかということと、有償なのか無償なのかということですか。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 希望する事業所に設置したいということで、これは有償でございます。現在も有償でございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第62号、平成24年度八峰町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長(伊藤進君) それでは議案第62号についてご説明いたします。

平成24年度八峰町一般会計補正予算(第2号)。

平成24年度八峰町の一般会計補正予算(第2号)は次の定めるところによる。ということで、今回歳入歳出それぞれ2,255万8千円追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億6,971万4千円とするものであります。

中身につきましては、先ほども言いましたように4月3日・4日の爆弾低気圧による被害で、その時緊急性がないといえますか、その後確定したものについて今回、これから施行するものについて皆さんに提案するものであります。

それで、最初にですね、5ページをご覧ください。

歳入です。歳入につきましては、15款2項5目農林水産業費県補助金ですけども、今回の農業施設関係として、県の方からも被害額の3分の1が補助されるということで、その分として68万5千円を補正しております。農業生産施設復旧支援事業費補助金であります。

それからその他の財源につきましては、19款1項1目の繰越金2,187万3千円を充てるというものであります。

それで歳出の方ですが、6ページ、2款1項10目交通安全対策費ということで、51万9千円の補正であります。今回の風でカーブミラーが5基壊れているということで修繕料であります。

それから6款1項3目農業振興費、137万2千円の補正であります。これは先ほど歳入で出てきたところの3分の1に、町の方でも3分の1かさ上げしてですね、137万2千円を補正するというものでございます。

内訳につきましては、パイプハウスが3人の4棟分。それプラス畜舎1棟分であります。

それから、次の7ページですが、6款3項2目水産業振興費ですが、これは97万4千円の補正であります。内訳ですけれども岩館・八森漁港付近のゴミ・瓦礫の処理としてその作業の手数料として70万円、それから19節の補助金ということで27万4千円ですけれども底曳きとか刺し網の網の破損、消失、流失したものの補助であります。これも被害額の3分の1ということで、町の一般財源としてあります。

それから、7款1項5目のハタハタ館の管理費ですが、33万6千円の補正であります。これはハタハタ館の煙突が壊れたということで、その修理代であります。

あとそれから、8款2項その次のページです。1目の道路維持費。864万2千円の補正でございます。先ほどの建設課長から話しありましたように一旦仮置きしてあるものを本格的に処分するというもので、その手数料として475万6千円。これも借り上げとして89万6千円。それから、工事請負費として、町道滝の間海岸線暗渠改良工事ということで、250万円。あと、公課費として産廃税として49万円でございます。

それからその次のページ9ページですが、8款3項2目河川維持費ですが、これにつきましては、300万円の補正であります。これは小入川の護岸補修ということで300万円あります。大体7mの延長の高さが4.3mあります。

それからその次の11款2項1目公共土木施設災害復旧費ということで、これはこの冬の寒みで道路が凍ったりして壊れたということで、凍上災害ということで、それに関連する予算を771万5千円あげております。職員の時間外手当が30万円、旅費が2万4千円、需用費が43万5千円、それから役務費が測量や査定に伴う手数料、作業員分で61万1千円。それから委託料がその査定設計測量分で500万円、それから14節の自動車等、重機等の借り上げでこれは89万7千円、舗装の試掘調査のするための兼ね合いでございます。

あと原材料として、44万8千円あります。

これは全部で11路線、延長にして大体7,450m位を予定しております。

以上であります。決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 道路維持費の工事請負の町道滝の間海岸線の暗渠改良工事の中身を教えてください。

○議長（須藤正人君） 田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 私の方からご説明いたします。

場所については、石塚邸の前です。現在、暗渠が2本消波ブロックの海側に出ていますが、柵がついていなくて、逆流した場合、掃除ができないような状態です。そこに柵を3ヶ所設置と、あと逆流防止用のゲートを2枚設置する工事でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） この補正予算はほとんど災害についての補正予算になっておりますので、主に土木費・水産業になっていきますけれども、まず一つは先ほど副町長が説明されました7ページの水産業振興費の補助金ですね。底曳・刺網の網のいろいろ破損した物といわれましたが、その前に言った言葉はちょっと聞き取れませんでした。「何々とその網」ということで前のところもう一度説明して欲しいなと思います。

それとですね、滝の間海岸沿いにいろんな被害があったんですけども、そのほかに海外沿いの住宅の屋根が飛んだり、またとんでもないところで峰浜の方の屋根が飛んだりとか、そういうふうな住居の被害があったと思うんですけども、これはどのように把握しておられるのでしょうか。なんか調査かなんかしているのでしょうか。自己申告なんのでしょうか。その辺の調査の方法を教えてください。

それと、大変な被害を受けた住宅なんですけど、見舞金をなんとか出来ないかということ…早速見舞金を係りの方が届けてくれたようですが、その見舞金が1万円ですか。いろんな方面からすれば別の方面でも壊れた場合に被害状況を見て、その状況に合わせて何分の何を見舞金にするとか、そういうことを考えられると思うんですけども、この形式的なかなりの被害を受けたところにも形式的な見舞金しか届かない。こういうふうなこと、今後改める気持ちがないかどうかを伺いたいと思います。

それと、石塚さんの所からは防波堤が低くなってずっと茶の沢まで低くなっているんですけども、その影響と思われるような高波の被害がやはり出ております。これ県の方に対してどのような要望をしたのでしょうか。それから中浜の海岸の能代側の方も非常に黒砂の影響があります。それに対して町の仕事ではありませんので県の方に

どのような要望をしてどういう結果が得られたのか。その辺も教えてもらいたと思います。

○議長（須藤正人君） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは私の方から前段の先ほどの説明の件ですけれども、12節の役務費については、これは岩館・八森漁港周辺のその当時専決でやったのは道路とかそういう所をとりあえず邪魔なところをやったわけですけれども、それ以外の漁港周辺であるところをやるための作業の手数料であります。

それから2番目の補助金ですけれども、これは先ほど言いましたとおり、漁具といえますか。刺し網とか対象が21くらいですけれども、その3分の1を町として補助するわけでございます。

あとそれ以外の件については担当者の方から。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 建物被害のことについてご説明いたします。

被害の状況ですね、住家・・・人が住んでいる部分ですけど、住家は一部損壊というのが4棟ございました。あとは非住家、非住家は調査した結果は24棟でありました。合わせて28棟ということでございます。

確かに屋根が剥がれたお宅もありましたし、非住家の場合はほとんどそういうふうなのがトタンが剥げたりというのが多かったようでございます。で、これにつきましては、自己申告あるいは住民からの情報、あとは我々が車で見て回った結果でございますので、現在把握しているのはこの分ということでございます。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 実は今回の被害を受けてですね、正直な話、私も見舞金をやりたいなと思って今の規定上どうなっているんだといろいろ話をしていたんですけども、実際合併時に火災に対するものはあったんですけど、それ以外のものに対して非常に不備があるということで、今担当課の方にどういう基準でどの程度のものがあるのかを検討させておりますので、出来れば検討し次第、遡れるものは遡りながらまたやりたいなと思っているところです。

それから、後段の二つですね、県にどのように要望するのかと。滝の間海岸については確かに石塚さんの所から低くなっているということは県の方でも認識しております、いずれ現地を見ながらこの後いろいろ相談になると思います。それから、中浜